

厚生労働大臣 田村 憲久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会 長 清 家 篤

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 生活困窮者に対する支援策拡充の要望

これまで社会福祉協議会では「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等の特例貸付」を実施し、コロナ禍による収入減により厳しい生活状況にある方への支援を行ってきました。昨年3月から実施された本特例貸付は、この間、4度の受付期間延長や再貸付が実施され、貸付申請件数は225万件、貸付申請額も9,450億円以上にのぼっています。

コロナ禍による経済的影響が長期化するなかにおいて厳しい生活状況が継続する困窮者に対する今後の支援は、特例貸付の受付は6月末で終了(最長9月までの送金)し、貸付による一時的な資金需要に対応する支援策ではなく、生活再建が可能となる総合的な支援に重点を移し拡充すべきであり、下記のとおり要望します。

### 1. 今後の経済的な困窮に対する支援として、新たな給付・手当の実施、生活保護の一時利用など弾力的な給付による支援を拡充してください。

- ・ 特例貸付による送金が完了し、なお困窮状況が続く者への支援については、求職者支援や住宅関連施策など既存施策の活用を含めて、実効性のある支援の方策を明確に示してください。
- ・ 生活保護制度の一時利用など更なる弾力化を行い、福祉事務所における対応を徹底してください。さらに、既存施策の活用・拡充に加えて、経済的な支援として、新たな給付・手当の創設を行ってください。

### 2. コロナ禍による生活困窮、社会的孤立にある人の急増、深刻化という生活福祉課題に対応し、きめ細やかな支援を長期的に実施するため、総合的な相談支援体制の抜本的な強化を実施してください。

- ・ 自立相談支援機関については、就労支援や家計改善支援の充実などコロナ禍による困窮者へのきめ細やかな支援が、速やかに可能となる人員体制の抜本的強化を進めてください。そのために、相談支援員の常勤化を視野に入れた委託費・補助金の弾力化、基準額の引き上げや国庫補助率のかさ上げを行い、各自治体が必要とする財源を確保してください。
- ・ 都道府県・市区町村社協において、今後、10年以上にわたる償還期間における借受人への適切な相談支援と債権管理を進めるため、事務費を十分に確保し、切れ目のない支援を行えるよう常勤職員が増員配置できる体制整備を図ってください。